



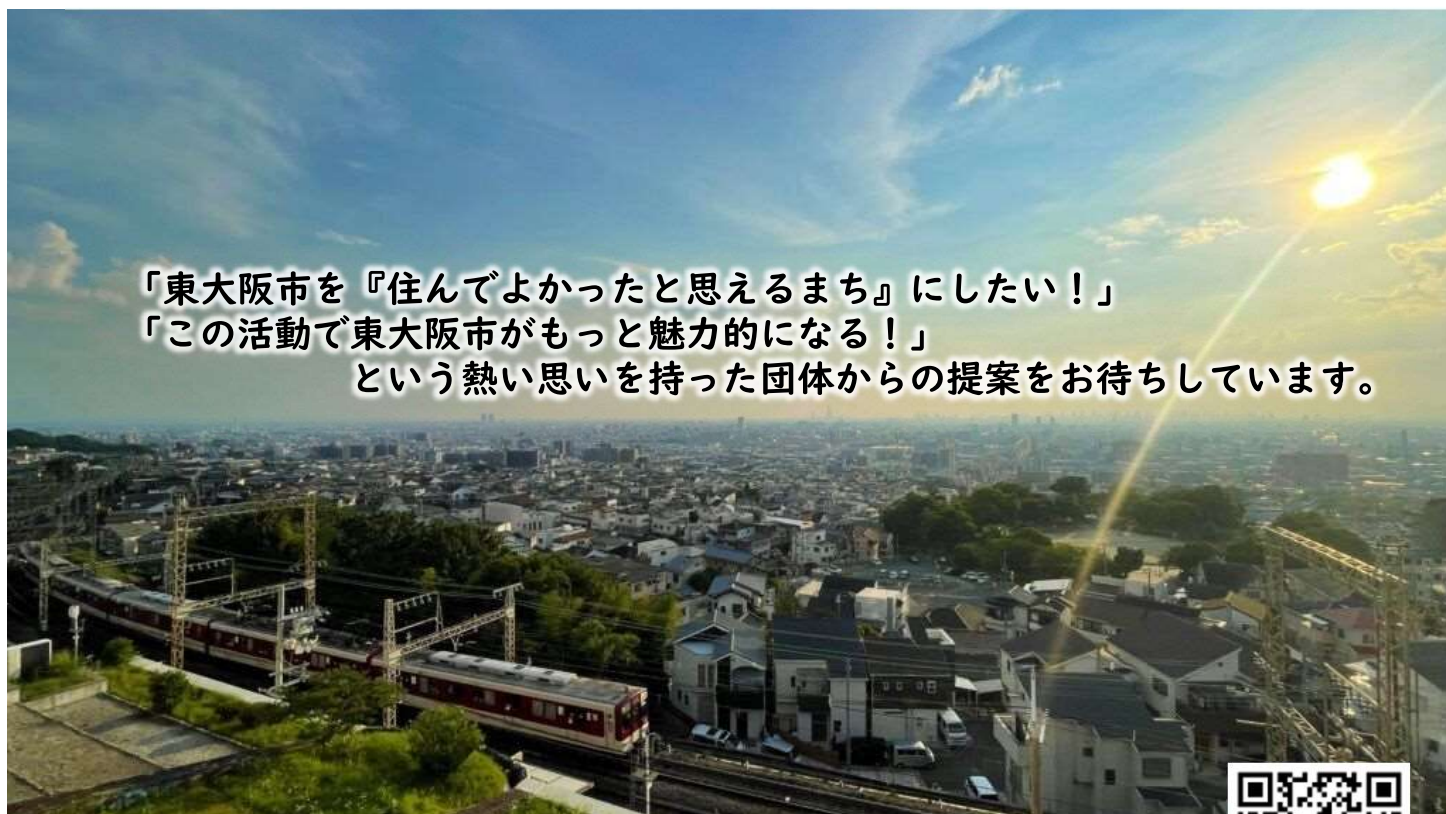
令和7年度 事業提案の手引き

東大阪市 地域まちづくり活動助成金

- 市民主体の魅力あるまちづくりを応援します -

相談期間：令和6年10月24日（木）～ 令和6年12月27日（金）

提案締切：令和7年1月23日（木）



「東大阪市を『住んでよかったと思えるまち』にしたい！」
「この活動で東大阪市がもっと魅力的になる！」
という熱い思いを持った団体からの提案をお待ちしています。

東大阪市 市民生活部 地域活動支援室

カラー版はこちらから
ダウンロードいただけます。



「まちを元気に盛り上げたい！」「まちのためにこんな事をしたい」「活動資金が工面できない・・・」

東大阪市地域まちづくり活動助成金

まちのために、みんなのために、自分のために・・・
事業提案してみませんか？

事業提案の応援をします！

地域の方々や関係団体、企業や行政を巻き込んで、地域課題の解決を図りながら自分たちの手で暮らしやすい「東大阪市」の実現を目指しませんか？どんな活動をしようか決まっていなくても、まずはその思いを地域活動支援室へお気軽にご相談ください。



- ・どんな活動が助成金の対象になるの？
- ・公益性のある活動って何？
- ・提案書の書き方が分からない

みなさんからのご相談を、お待ちしております！

提案事業が採択されるよう、私たちも一緒に考え、悩み、助言させていただきます！

地域活動に「正解」はありません。ただ、事業計画やPR文等を作成するにあたり、第三者の意見を聞き、質問に答えていくことは自問自答の機会となり、より事業を洗練させていくチャンスとなります。分からないなりに提出書類を作成してみて、途中段階でも結構ですので、是非ご相談ください。

活動の応援をさせていただきます！

まちづくり活動助成金交付団体等を対象に、イベントへのブース出展、他団体の主催の行事や交流会のお知らせや協賛品の提供など、活動の+αになる情報を適宜ご案内させていただきます。

また、行事当日は市の担当者が参加し、準備から運営、後片付けまで一緒させていただくこともありますので、そのときは我々も皆さんと楽しく活動をさせてください！



三ツイ社会のアイデアは東大阪から！
ハナゾノエキスポ

**HANAZONO
EXP** HIGASHIOSAKA
2023.11.3(土)～4(土)

市の一大イベントに共同出展！

令和5年11月4日、HANAZONOEXPOでまちづくり活動助成金団体の活動PRブースを設けました！



市役所1階に段ボール迷路！？

まなVIVA! プレーパーク

令和5年11月26日（日）、東大阪市の市役所1階で地域まちづくり活動助成金団体が主催するイベント「まなVIVA! プレーパーク」が開催されました。日頃は静かな市役所がこの日は大きく様変わりし、映画上映会やダンス発表会、体験型ブースの出展、そして段ボール迷路等の様々な企画が催され、子どもたちは目を輝かせ、遊びを通じてたくさんの学びを見つけていました。

本事業の実施は、令和7年度予算案が東大阪市議会で議決され、成立することを条件としています。

東大阪市地域まちづくり活動助成金

令和7年度事業提案の手引き 目次

募集概要

0.	スケジュール	1
1.	対象団体	2
2.	助成部門	3
3.	対象となる事業	4
4.	対象期間	4
5.	助成対象経費	5
6.	留意点	6

審査

7.	提出書類	7
8.	面接・プレゼンテーション	8
9.	審査方法	9

活動開始～実績報告

10.	助成金交付の決定・請求	
11.	活動開始	10
12.	実績報告書等の提出	
13.	成果報告会	

参考資料

☐ 提案書(様式第1号～第5号)	11
☐ 提案書記入例	18
☐ 令和6年度交付事業一覧	26

「あなたは、どんなまちにしたいですか？」
「どんなまちに住みたいですか？」
「どんなことで困っている人の力になりたいですか？」



地域まちづくり活動助成金制度は、東大阪市の地域資源の活用や地域課題の解決に向けたまちづくり活動の活性化を図り、わがまちとして愛着と誇りの持てる市民主体の魅力ある地域づくりを目的としています。

0 スケジュール

相談期間

〔令和6年10月24日(木)～令和6年12月27日(金)〕

提案書受付期間

〔令和6年10月24日(木)～令和7年1月23日(木)〕

相談
計画策定
提案書作成
提案書提出

締切間際にならないよう、
早めにご相談ください！



地域住民や企業、関係団体・機関を巻き込んで、自分たちの手で暮らしやすい「東大阪市」を目指しませんか？まちづくりへの思いは、十人十色です。具体的な内容が決まっていなくても結構ですので、まちづくりへの『思い』を地域活動支援室へお聞かせください。

※ご来庁の際は、あらかじめ電話等でご来庁予定日時等をお知らせください。

※はじめての方は、必ず相談期間中にご相談ください。

説明会／まちづくり活動のヒント発見講座 地域活動団体交流会

〔令和6年12月14日(土)〕



- ・市の担当者によるまちづくり活動助成金の概要を説明します。
 - ・活動を開始・継続・活性化するためのヒントや、助成金の審査書類を作成するうえでのコツを審査会委員自らが伝授します。
 - ・参加者が情報交換や親睦を深めるための交流の場を設けます。
- 詳細は手引きの裏表紙をご覧ください。

提案書の作成・提出

担当職員が計画や経費の積算内容、誤字脱字の有無等について確認し、修正加筆等の助言を適宜行います。

締切日(令和7年1月23日(木))には、担当職員による文書の確認を終えている必要があり、記入内容の確認や修正、書類の追加提出等で2～3週間以上要する場合があります。そのため、特にはじめて助成金の活用を検討される団体は、必ず相談期間中(令和6年12月27日(金)まで)に地域活動支援室へご相談ください。

面接
プレゼン
審査

面接・プレゼンテーションの準備

事業内容のPRや委員との質疑応答のための準備をしましょう。上手に説明が出来なくても、思いが委員に伝わるよう、一生懸命かつ誠実な説明を心がけてください。地域活動支援室では、面接・プレゼンの相談や練習の対応もしておりますので、お気軽にご相談ください。

面接・プレゼンテーション

〔令和7年2月22日(土)と3月1日(土)のいずれか1日〕

提案事業の内容を発表していただきます。

スタート支援部門：面接・質疑応答(10分程度)

事業チャレンジ部門：プレゼンテーション・質疑応答(15分程度)



内定

審査結果の通知 【令和7年3月中頃】

審査会の審査結果により、交付予定金額等について内定します。

予算確定

東大阪市議会での予算審議 【令和7年3月末】

東大阪市議会での審議により、令和7年度予算が成立することによって、助成金の交付が可能となります。



交付申請 請求

助成金の交付決定、助成金の支払い

【令和7年4月中頃～4月末】

助成金の交付が正式に決定され、助成金の概算払いの請求をすることができます。助成金が個人の家計やビジネスと混同しないよう、活動のための口座開設をお願いしています。

活動 開始



活動開始 【令和7年4月～令和8年3月31日まで】

助成金を活用し、計画した活動を実施してください。
お金をきっちりと管理し、事業計画に沿って活動することが求められますが、まずは自分たちが楽しむことが大切です！
困ったこと、上手くいかないこと、協力して欲しいことなど、地域活動支援室へお気軽にご相談ください。

報告

実績報告書の提出

助成対象事業の終了後3週間以内又は令和8年4月10日（金）のいずれか早い期日までに、事業実績報告書（様式第14号）および事業経費報告書（様式第15号）を提出してください。

成果報告会 【令和8年5月～6月のいずれか1日】

1年間の事業成果を公開の場で発表していただきます。
団体の活動を広くPRするとともに、団体同士の情報交換や交流の場として活用してください。※必ず出席してください。



I 対象団体

以下の全ての要件を満たしていること。

- ・公益活動を行う地域活動団体であること。
- ・東大阪市内に活動拠点を有すること。
- ・構成員の過半数が東大阪市内居住又は在勤・在学であること。
- ・自治会等の既存の地縁に基づく団体ではないこと。
- ・組織運営に関する定款・会則等を定めており、その内容が遵守されていること。
- ・代表等の団体の中枢的役割を担う人物が、他団体の中枢的な構成員として直近3年以内に地域まちづくり活動助成金の交付を受け、活動をしていないこと。
- ・事業の完了まで責任をもって遂行できること。
- ・成果報告会に参加し、事業実施結果について発表すること。
- ・継続して活動を行う意思があること。

NPO法人のように法人格がなくても、団体名や各々の役割を決めて、会則・規約を作成することで、任意団体として助成金の対象になることができます。「どうすれば対象団体になるか」など、是非、地域活動支援室へご相談ください。



2 助成部門

団体の活動期間や提案する事業の規模等に応じた助成部門を選択してください。

『アイデアを実現するための団体の土台づくり』

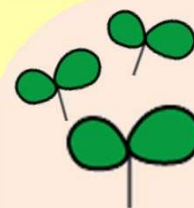
スタート支援部門

立ち上げて5年未満の団体が、活動基盤を整えたり、新たな事業を始めたりするのを支援します。

『事業の自立に向けてチャレンジ開始』

事業チャレンジ部門

団体が、将来に亘って自立・継続して活動するための事業に助成します。



準備期



自立期

	スタート支援部門	事業チャレンジ部門
対象団体	立ち上げて5年未満の団体	活動期間に制限なし
助成額	上限20万円	上限70万円
助成率	1回目：10分の10以内 2回目：10分の9以内 3回目：10分の8以内	10分の7以内
助成回数	3回まで	3回まで

Q 両方の部門の提案は出来ますか？

A 1団体につき1事業1部門に限ります。

Q どちらの部門で事業提案すれば良いでしょうか？

A

活動年数が5年未満の団体は、どちらの部門が選択することができます。活動実績が無いまたは乏しい場合は、まずは活動基盤を整える必要があるため、「スタート支援部門」での事業提案をお勧めします。また、財源やマンパワー等に一定の目途がたち、活動が軌道に乗っている（乗りつつある）場合は、「事業チャレンジ部門」でご提案ください。

ただし、「事業チャレンジ部門」で助成金の交付を受けた団体は、翌年度以降に「スタート支援部門」で事業提案をすることは出来ません。

Q 助成率の考え方を教えてください。

A

助成対象経費の合計額に助成率を乗じ、100円以下を切り捨てた額が助成金の提案額となります。例えば助成対象経費の合計が23万円の場合、スタート支援部門1回目の提案額は20万円、2回目は助成率の0.9を乗じても20万円を超過するため20万円になりますが、3回目は助成率の0.8を乗じた額の184,000円が提案額となります。

3 対象となる事業

以下の全ての要件を満たしていること。

- ・ 東大阪市内で企画・実施する事業であること
- ・ 地域課題の解決もしくは地域資源の活用のため、提案団体が主体的に実施すること
- ・ 東大阪市又は関係機関による現行の支援制度では、実現が困難な事業であること
- ・ 事業成果が不特定多数の市民の利益になること
- ・ 事業が継続して実施される工夫がされること
- ・ 会員の親睦を主な目的として実施する事業でないこと
- ・ 営利を目的とした事業でないこと
- ・ 宗教的または政治的な事業でないこと
- ・ 法令に違反した事業でないこと
- ・ 同一年度に他の公的な助成金又は補助金が交付されている事業でないこと



(主な事業分野)

- ◆地域課題の解決 ◆地域文化の再生・創造 ◆地域活性化 ◆地域コミュニティ再生 ◆地域間交流
◆地域情報発信 ◆景観・里山保全 ◆緑化 ◆地域の安全安心 ◆青少年育成 ◆子育て支援
◆高齢者見守り ◆障害者支援 ◆男女共同参画 ◆住民の健康増進 ◆人材育成 など



広く参加者や協力者を募り、たくさんの人を巻き込むことを意識することで、「地域課題の解決」「公益性」といった条件をクリアすることができます！

Q

助成金を活用して、イベントを開催できますか？

A

地域課題解決や多くの人を巻き込むために、イベントの開催は有効的な方法の一つです。これまでも、助成金を活用して様々なイベントが開催されてきました。しかし、助成金を受けることで収益をあげることが出来なくなり、計画が窮屈になってしまうこともあります。興行的な要素が強い事業ほど、助成金を受けることがその事業にとってベストなのかご検討ください。

4 対象期間

令和7年4月1日～令和8年3月31日の1年間

ただし、会場使用料については、対象期間中の開催分として令和7年3月31日以前に前納したのも助成金の対象となります（対象期間中の開催が分かる領収書等が必要です）。

Q

令和7年4月に事業を実施することはできますか。

A

助成金の交付決定は4月中旬、助成金の概算払いは4月末の見込みです。助成金の振込前でも助成対象経費を支出することは可能ですが、会場使用料以外の経費は、令和7年4月1日までは支出しないようご注意ください。また、交付決定前に全ての助成対象事業を完了することは出来ません。



5 助成対象経費

助成金の対象経費は提案事業に直接必要なものに限り、費目は下表のとおりです。

助成対象経費		対象外になるもの
費目	内容	
謝金	講師、専門家等への謝金	団体構成員への謝金や日当
人件費 「事業チャレンジ部門」のみ	事業に直接必要な臨時雇用（アルバイト）等の賃金	団体の構成員や関係者の人件費
印刷費※	チラシ、ポスター、パンフレット、配布資料、アンケート等	
通信費	切手・はがき オンライン事業に係る通信費 ※事業実施日分のみ対象	
消耗品費	事務用品	食料費（講師や参加者の飲食代）
	材料費	
備品購入費※	単価1万円以上の機材・道具	
使用料及び賃借料※	会場使用料	
	機材、器具等の借上料	
保険料※	行事・ボランティア保険料	
交通費	公共交通機関の運賃	自家用車のガソリン代
	駐車場代、レンタカー代	
その他※	上記費目に当てはまらないもの	工事費及び改修費、修繕費、委託料



※印刷費、備品購入費、使用料及び賃借料、保険料は、見積もりやカタログ等の根拠資料を添付してください。

※その他の費目を計上する場合、その具体的な内容とその根拠を明確にしてください。

※市の後援名義を使用することで、「使用料及び賃借料」が減免される場合は、助成対象事業経費明細書（様式第5号）に減免後の金額を計上してください。

※提案時に計上されていない経費は助成金の対象外となります。費目間の流用や、採択されたもの以外への助成金の支出も認められません。

※費目に関わらず、領収書など支払いを証明できる書類がないものは、助成金の対象になりません。



Point

活動をはじめてから、「消耗品費が足りない」「印刷費を余分に計上しすぎた」といったケースが見られます。必要な費用を十分に精査しましょう！

費目ごとにお財布があるイメージで！お財布間のお金の受渡しはできません。



Q

提案時は通信費で5万円を計上していましたが、3万円で足りませんでした。余った2万円で消耗品を買えますか？

A

買えません。
経費は費目ごとに決まりますので、費目間の流用はできません。

助成金の対象外の主な経費

団体の運営に関する経費

- ・土地、建物等の購入費や賃借料
- ・事務所等の維持費（光熱水費、インターネットや携帯電話等の通信費など）
- ・経常的経費（打ち合わせの費用、日用品の購入、ホームページの作成・管理など）

団体構成員や参加者の人件費

- ・構成員への報酬や謝金など（構成員が講師等を務める場合も含む）
- ・参加者（サービスの受益者）への謝金（参加の御礼など）

食糧費

- ・飲食代（講師や参加者へのお茶や弁当代など）

工事費及び改修費、修繕費

- ・活動拠点等を整備するための工事や改修にかかる費用

計画書に記載されていない事業にかかる費用

予算書に計上されていない費目の費用

受益者負担の原則

材料費等の実費は、基本的にはサービスの受益者から徴収するようにし、助成対象経費として計上しないでください。

【 受益者負担の原則に該当するもの（例） 】



陶芸体験会や料理
教室等の材料費



博物館や記念館等の
有料施設の入館料



表彰品や
参加記念品



座談会や持ち帰り用
のお茶菓子

金額の妥当性

事業内容を鑑み、事業総額に対して各々の費目が妥当な金額で計上されているか審査会が判断します。特に謝金は成果への御礼として、人件費は労務への対価として妥当な金額を設定し、過剰な金額を計上しないでください。

※謝金は、1人（1団体）1回あたり、**5万円**が上限です。

※人件費は、助成対象経費の総額の30%以内にしてください。

※上限額を超えて謝金や人件費を支払う場合、その超過分は助成対象外になります。

6 留意点

- (1) 助成対象事業の企画内容や開催日時等が決定次第、地域活動支援室へ報告してください。
- (2) 助成対象事業の内容や、計上経費の使用用途の大幅な変更は原則できません。やむを得ず変更が必要となる場合は、必ず地域活動支援室へご相談ください。
- (3) 交付団体名や助成金交付額、事業内容等は市ウェブサイト等で公開します。
- (4) 次のような場合は、交付した助成金の全部又は一部を返還していただきます。
 - ① 助成対象事業の提案・申請に関して虚偽又は不正の事実があるとき
 - ② 助成対象事業以外の用途で助成金を使用したとき
 - ③ 助成対象事業に他の公的な助成金または補助金を受けたとき
 - ④ 助成金交付の条件及び要綱、手引きの規定に違反したとき
 - ⑤ 無断で助成対象事業の内容を変更したとき
 - ⑥ 助成対象事業が行えなくなったとき
 - ⑦ 成果報告会に参加しないとき
 - ⑧ 市が行う調査又は是正措置要求に従わないとき
 - ⑨ 暴力団等であることが判明したとき
- (5) 助成金交付後5年間は、助成対象事業に関する書類（帳簿や領収書など）を必ず保管してください。監査等の事由により、提出を求める場合があります。

7 提出書類

助成部門に該当する書類を提出してください。

様 式	部 門	スタート支援	事業チャレンジ
地域まちづくり活動助成金事業企画提案書（様式第1号）		○	○
団体概要（様式第2号）		○	○
役員名簿（様式第3号）		○	○
助成対象事業計画書（様式第4号）		○	○
助成対象事業経費明細書（様式第5号）		○	○
規約、会則、定款など（様式自由）		○	○
令和5年度決算書（様式自由） ※①		△	○
令和6・7年度予算書（様式自由） ※①		○	○
助成対象事業経費明細書（様式第5号）の 参考となる資料 ※②		○	○
補足資料やPR資料（提出任意） ※③		△	△

※①団体の設立年月日によって、決算書等の作成が無い場合は提出不要です。

※②「印刷費、備品購入費、使用料及び賃借料、保険料」で計上した品目の見積書やカタログ・ホームページの写しなど、その具体的な内容や価格が分かる資料を添付してください。

※③過去の活動の様子が分かる資料やパンフレット、企画書の提案事業のPR資料を任意で提出することができます。

・ 提出先

東大阪市 市民生活部 地域活動支援室

住所 東大阪市荒本北一丁目1番1号 東大阪市役所本庁舎5階

TEL 06-4309-3161 FAX 06-4309-3812

Email machi-joseikin@city.higashiosaka.lg.jp

ウェブサイト <https://www.city.higashiosaka.lg.jp/0000034611.html>

・ 提出書類の配布

ウェブサイトからダウンロードもしくは地域活動支援室の窓口で配布します。

・ 提出方法

電子メール、郵送、窓口へ持参のいずれか

・ 提出締切

令和7年1月23日（木）17時まで（必着）



Q

事業計画書や経費明細書など、提出書類が思うように作成できないのですが、どうすれば良いですか？

A

どのような事業をやりたいのか、そのためにはどのような経費が必要になるのか、どうやって説明すれば相手に分かりやすく伝わるのか等、地域活動支援室へお気軽にご相談ください。事業計画の作戦会議から書類の作成、面接・プレゼンの準備まで、良い事業が提案できるよう一緒に考え、サポートさせていただきます。

また、18ページからの記入例も参考にご覧ください。

8 面接・プレゼンテーション

審査会委員へ提案事業の目的や必要性・具体的な内容・今後の展望等について説明し、審査会委員からの質問に答えていただきます。

※面接またはプレゼンテーションに欠席すると、事業の提案を辞退したものとします。

◆日程：令和7年2月22日(土) もしくは 令和7年3月1日(土)

◆時間：未定

◆場所：東大阪市役所 総合庁舎 (東大阪市荒本北一丁目1番1号)

◆内容：提案事業のPRスピーチもしくはプレゼンテーション

審査会委員との質疑応答

※審査日時は、令和7年2月初旬に通知します。

審査の希望日時はお受けしませんので、ご了承ください。

部門	審査方法
スタート支援部門	書類審査 PRスピーチと質疑応答(10分程度)
事業チャレンジ部門	書類審査 プレゼンテーションと質疑応答(15分程度)

プレゼンテーション資料

事業チャレンジ部門は、パワーポイント等によるプレゼン資料を作成し、あらかじめ地域活動支援室へご提出ください。

◆提出締切：審査日時と合わせて通知します。

◆提出方法：メールもしくはCD-ROMの持参によりご提出ください。

※メールの受信可能容量は5MB/回までです。



Q

PRスピーチやプレゼンテーションでは、どのようなことを説明すれば良いのでしょうか？

A

審査会委員はあらかじめ書類審査を行っています。

「提出書類のなかで特に伝えたいこと」をピックアップして説明し、そのうえで「自身の経験談」や「活動への思い」などを話すことで、提案事業のイメージが湧きやすくなります。

以下は、スピーチ・プレゼンテーションの構成例です。

- ①背景
- ②事業の具体的な内容
- ③見込まれる成果
- ④いかに地域住民や同じ思いを持つ仲間を巻き込むか
- ⑤(継続事業の場合)改善点や新たな取組 等

質疑応答では、審査会委員の説明の趣旨を汲み取り、出来るだけ簡単明瞭な回答とすることがポイントです。

面接・プレゼンテーションは、事業にかける熱い思いを発表する場です。十分に準備をして臨みましょう！



9 審査方法

提出書類と面接・プレゼンテーションの内容を総合的に評価し、有識者等で構成される東大阪市地域まちづくり活動助成金審査会にて審査します。採点結果の6割を採択基準とし、これを満たさない場合は不採択となります。

審査結果に基づき、東大阪市が交付の可否や助成金予定額等の内定結果を通知します。

※助成金額の減額や条件を付す場合があります。

審査基準

審査項目	内容	スタート支援部門	事業チャレンジ部門
公益性	事業の成果が不特定かつ多数の市民の利益につながる事業か。	5	5
	地域資源の活用や地域課題の解決に向けた事業か。		
事業の実現性	十分な計画性があり、実現可能か。	5	5
	事業内容が事業目的とあっているか。		
創意工夫・先駆性	申請団体ならではの特性を生かした創意工夫はあるか。	5	5
	市民の視点からの発想を生かした創造的で魅力的な事業であるか。		
発展性	他への波及や継続・定着するための工夫があるか。	5	5
	積極的な財源確保の取組みはあるか。		
	<スタート支援部門>助成金を受けることで、団体の発展につながるか。		
	<2回目以降>過去の活動内容や審査会意見等を踏まえ、改善や成長が見られるか。		
組織の健全性	設立目的は明確で、事業を実施する体制がつくられているか。	5	5
	事業報告・事業決算書が作成され、情報公開に努めているか。		
協働性	事業実施にあたり、他分野の団体、企業や行政機関、教育機関など多様な団体・機関との連携をはかっているか。	-	5
	事業実施後に、今後のネットワークにつながるか		
合計		25	30

採点の評価基準

評価点	採点基準
5	高く評価できる
4	評価できる
3	平均的・普通
2	あまり評価できない
1	評価できない

10 助成金の交付決定・請求

議会の予算審議を受け、予算の成立後に審査会の審査結果に基づき、東大阪市長が交付の可否や助成金額等を正式に決定します。

助成金交付の内定を受けた団体は、指定された期日までに交付申請・請求にかかる書類を提出いただきます。

※助成金交付額の減額や条件が付された団体は、その内容に応じて事業計画や計上経費を見直し、助成対象事業計画書（様式第4号）、助成対象事業経費明細書（様式第5号）等を再度提出する必要があります。

※助成金交付の内定団体は、今後の説明及び所定の手続きのため、3月中旬～下旬の指定期間で地域活動支援室の窓口へお越しください。

11 活動開始

書類作成から審査、交付決定の手続きまでお疲れ様でした！

交付された助成金を活用して、活動をはじめてください。助成対象事業の開催日時等の概要が決定しましたら、地域活動支援室へ必ずお知らせください。

助成金の交付以外にも様々な応援をさせていただきます！

1. 東大阪市の後援名義使用の許可（一部公共施設の使用料が減免されます）
2. 公共施設へのチラシの設置
3. 市ウェブサイトのイベントカレンダーやSNSへの掲載
4. 市公式SNS等でのイベントの告知もしくは開催報告
5. 市や関連企業等による催しへの参加募集

・・・etc

活動のなかでお困りのことや協力して欲しいことがありましたら、是非ご相談ください！

※別途手続きが必要な場合があります。

※事業内容によっては、利用できないものもあります。

視察を兼ね、活動訪問をさせていただきます。
視察という名目ですが、硬くならず、是非、
私たちと一緒に楽しく活動させてください☆



12 実績報告書等の提出

対象事業の完了後3週間以内又は令和8年4月10日（金）のいずれか早い期日までに、事業実績報告書および事業経費報告書を提出してください。

実績報告書類

- ・事業実績報告書（様式第14号）
- ・事業経費報告書（様式第15号）
- ・領収書綴り（領収書等の写し）
- ・その他必要書類



領収書等が無い場合、その経費は助成対象外となり、助成金を返還いただくことになります。領収書やレシートはしっかりと管理しましょう！

13 成果報告会

※参加必須

地域まちづくり活動助成金を受けて活動をした成果を広く紹介するために、成果報告会を開催します。助成金交付団体は、他団体等への公開の場で事業の成果等を発表していただきます。開催時期は、令和8年5月頃を予定しています。詳しい内容は、助成金交付団体に改めてお知らせします。

提案書様式

（宛先）東大阪市長

団体住所

フリガナ

団体名称

フリガナ

代表者

年度東大阪市地域まちづくり活動助成金事業企画提案書

東大阪市地域まちづくり活動助成金交付要綱第 9 条に基づき、関係書類を添えて東大阪市地域まちづくり活動助成金事業の提案をします。

なお、本件提案にあたり、東大阪市暴力団排除条例（平成 24 年東大阪市条例第 2 号）に基づく暴力団排除の取組みのため、役員名簿（様式第 3 号）に記載した項目について所轄の警察署長に照会することについて同意します。

記

事業名	
助成区分	☐ スタート支援部門 (☐ 1 回目 ☐ 2 回目 ☐ 3 回目) ☐ 事業チャレンジ部門 (☐ 1 回目 ☐ 2 回目 ☐ 3 回目)
添付書類	① 団体概要(様式第 2 号) ② 役員名簿(様式第 3 号) ③ 助成対象事業計画書(様式第 4 号) ④ 助成対象事業経費明細書(様式第 5 号) ⑤ 団体の規約・会則・定款のいずれか ⑥ 予算書・決算書等 ⑦ その他市長が必要と認めるもの

フリガナ			
団体名			
団体情報	住所（〒 - ）		
	電話	F A X	
	Eメール		
	HP 等の URL		
代表者	役職 氏名		
連絡担当者	氏名 役職（ ）		
	住所（〒 - ）		
	電話	F A X	
	Eメール		
設立年月日	年 月 日		
設立目的			
これまでの 主な活動	実施時期	事業	実績（参加人数等）
	※活動内容がわかるチラシ・パンフレット等があれば添付してください。		
構 成 員	個人 人（うち市内在住・在勤・在学者 人）		
会 費 等	☐ あり ☐ なし		
	ありの場合→ 円（月額） / 円（年額）		
団 体 へ の 補助金の有無	東大阪市の他の助成金や、府や国、民間の助成金を受けたことが ☐ ある → 年度 [] 年度 [] ☐ ない		
	地域まちづくり活動助成金を受けたことがある場合、該当年度・部門を記入してください。 年度 [部門] 年度 [部門] 年度 [部門] 年度 [部門]		

役 員 名 簿

団体名：

NO.	役職	氏名	カナ	住所	生年月日				性別
					元号	年	月	日	
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									

※①～⑦を1枚に収めるように記載してください。

⑧年間スケジュール・具体的な内容（準備期間も含めて記入してください。）	
※実施内容や回数等は、助成対象事業経費明細書（様式第5号）の内容と整合させてください。	
4 月	
5 月	
6 月	
7 月	
8 月	
9 月	
10 月	
11 月	
12 月	
1 月	
2 月	
3 月	
⑨自立・継続的にまちづくり活動をしていくための工夫・改善点、新たな取組	
⑩事業によってもたらされる成果・解決される地域課題、中長期的な展望	
⑪アピール・特記事項	
計画にあたって工夫した点や独自の取組等について自由にPRしてください。	

※⑧～⑪を1枚に収めるように記載してください。

<収入>

項目	積算内訳	金額
事業収入(参加費等利用者負担)		
事業収入(売上等)		
自己資金等		
地域まちづくり活動助成金 (A)		
合計 (B)		0

<支出>この計画と異なる支出は出来ません。十分に検証して計画を立てて下さい。(単位：円)

費目	内容	積算内訳 (単価×回数・個数等) ※事業計画書(様式第4号)の内容と整合させてください。	金額	助成対象経費
合計 (B)			0	0
補助率				
助成金額 (1,000円未満切り捨て) (A)				

※事業費の収入と支出の合計は、一致させてください。収入(A)=支出(A)、収入(B)=支出(B)
 ※助成金額については、助成部門の上限額を超える場合は上限額とし、1,000円未満の端数がある場合は切り捨てた金額になります。
 ※見積書や料金表、パンフレット等の参考資料を添付してください。

記入例

（宛先）東大阪市長

団体住所

東大阪市荒本北 1-1-1

フリガナ **〇〇マチヅクイケンコウカンジョウクウインカイ**

団体名称 **〇〇まちづくり意見交換実行委員会**

フリガナ **カイチョウ ヒガシオオサカ リンタロウ**

代表者 **会長 東大阪 倫太郎**

令和★年度東大阪市地域まちづくり活動助成金事業企画提案書

東大阪市地域まちづくり活動助成金交付要綱第 9 条に基づき、関係書類を添えて東大阪市地域まちづくり活動助成金事業の提案をします。

なお、本件提案にあたり、東大阪市暴力団排除条例（平成 24 年東大阪市条例第 2 号）に基づく暴力団排除の取組みのため、役員名簿（様式第 3 号）に記載した項目について所轄の警察署長に照会することについて同意します。

記

事業名	〇〇まちづくり意見交換
助成区分	☒ スタート支援部門 (☒ 1 回目 ☐ 2 回目 ☐ 3 回目) ☐ 事業チャレンジ部門 (☐ 1 回目 ☐ 2 回目 ☐ 3 回目)
添付書類	① 団体概要(様式第 2 号) ② 役員名簿(様式第 3 号) ③ 助成対象事業計画書(様式第 4 号) ④ 助成対象事業経費明細書(様式第 5 号) ⑤ 団体の規約・会則・定款のいずれか ⑥ 予算書・決算書等 ⑦ その他市長が必要と認めるもの

団体概要

フリガナ	〇〇まちづくりイケンコウカンジッコウイシカイ		
団体名	〇〇まちづくり意見交換実行委員会		
団体情報	住所（〒577-8521）東大阪市荒本北1-1-1		
	電話 06-■■■■■-☆☆☆☆	FAX 06-■■■■■-☆☆☆☆	
	Eメール aaaaaaaa@bbbb.cccc.jp		
	HP等のURL http://www.〇〇〇〇.html		
代表者	役職 会長	氏名 東大阪 倫太郎	
連絡担当者	氏名 荒本 寅伊 役職（事務局長）		
	住所（〒577-8521）東大阪市荒本北1-1-1		
	電話 06-■■■■■-▲▲▲▲	FAX 06-■■■■■-▲▲▲▲	
	Eメール matidukuri@higashiosaka.ne.jp		
設立年月日	令和★ 年 ☆ 月 ■ 日		
設立目的	〇〇地域に関わるすべての方を対象に、地域のまちづくりをつなげる機会として「まちづくり意見交換会」を開催し、まちづくりに対する熱い想いや意見を自由に話し合ってください。想いを共有し、新たな出会いや地域活動の担い手育成の場とし、中長期的に〇〇地域のまちづくりに寄与する。		
これまでの主な活動	実施時期	事業	実績（参加人数等）
	〇年度	意見交換会開催に向けWSの開催	年4回、延べ〇人参加
	●年度	まちづくり意見交換会の開催	年2回、延べ▲人参加
※活動内容がわかるチラシ・パンフレット等があれば添付してください。			
構成員	個人 20 人（うち市内在住・在勤・在学者 15 人）		
会費等	■あり □なし		
	ありの場合→ 円（月額） / 1,000 円（年額）		
団体への補助金の有無	東大阪市の他の助成金や、府や国、民間の助成金を受けたことが		
	■ある → ●●年度 [〇〇〇財団助成金]		
	年度 []		
□ない			
地域まちづくり活動助成金を受けたことがある場合、該当年度・部門を記入してください。			
年度 [] 部門 [] 年度 [] 部門 []			
年度 [] 部門 [] 年度 [] 部門 []			

役 員 名 簿

団体名： **〇〇まちづくり意見交換実行委員会**

NO.	役職	氏名	カナ	住所	生年月日				性別
					元号	年	月	日	
1	会長	東大阪 倫太郎	ヒガシオオサカ リンタロウ	東大阪市荒本北●-●-●	昭和	●●	■	▲	男
2	副会長	花園 花子	ハナヅノ ハナコ	東大阪市吉田▲-▲-▲	昭和	●●	■	▲▲	女
3	副会長	大阪 良子	オオサカ ヨシコ	大阪市東成区中道☆☆-☆-☆☆	平成	●	■	▲▲	女
4	副会長	布施 一郎	フセ イチロウ	東大阪市下小阪■-■	平成	●	■	▲▲	男
5	会計	河内 次郎	カワチ ジロウ	東大阪市稲葉△-△△	昭和	●●	■	▲▲	男
6	監査	枚岡 三郎	ヒラオカ サブロウ	東大阪市桜町●-●	昭和	●●	■	▲	男
7	事務局長	荒本 寅伊	アラモト タイ	東大阪市荒本北☆-★★-●△	平成	●	■	▲▲	男
8									
9									
10									

※①～⑦を1枚に収めるように記載してください。

⑧年間スケジュール・具体的な内容（準備期間も含めて記入してください。）	
※実施内容や回数等は、助成対象事業経費明細書（様式第5号）の内容と整合させてください。	
4 月	開催準備、ポスター・チラシ作成、広報活動
5 月	開催準備、ポスター・チラシ作成、広報活動
6 月	第 1 回 ○○地域まちづくり意見交換会
7 月	資料まとめ、第 2 回に向け準備、広報活動
8 月	第2回 ○○地域まちづくり意見交換会
9 月	資料まとめ、第3回に向け準備、広報活動
10 月	資料まとめ、第3回に向け準備、広報活動
11 月	第3回 ○○地域まちづくり意見交換会
12 月	資料まとめ、第4回に向け準備、広報活動、次年度事業計画の策定
1 月	第4回 ○○地域まちづくり意見交換会、次年度事業計画の策定
2 月	資料まとめ、次年度事業計画の策定
3 月	次年度事業計画の準備
⑨自立・継続的にまちづくり活動をしていくための工夫・改善点、新たな取組	
まちづくり意見交換会の回数を重ねていき、地域や企業が繋がることで、官民協働の事業が○○地域で生まれやすくなると考えています。将来的には、その事業の中で収益を上げることで、意見交換会の運営費を補い、軌道に乗ってから意見交換会を継続して開催していくよう計画しています。今年度の本格始動に向け、昨年度にワークショップと交換会を2回開催しましたが、参加者がどうしても自治会等の既存団体の役員等に偏ってしまいました。そこで、今年度は高校や大学等の教育機関、子ども会や新鋭の子育てサークル等、様々な団体・機関等へ積極的に働きかけ、加えてSNSの活用により新たな参加者を募ってまいります。	
⑩事業によってもたらされる成果・解決される地域課題、中長期的な展望	
まちづくり意見交換会を継続して行うことで、「自分たちのまちは自分たちでつくる」機運を高めていき、○○地域における市民活動の活性化を図ります。そして、ゆくゆくは地域コミュニティの希薄化に歯止めをかける一助となるよう中長期的視野に経て事業を計画・実施してまいります。参加者が集まりやすい環境が整った際には、課題（安全・安心や子育てなど）に合わせたテーマ別の意見交換会や、マッチング会も開催したいと考えています。	
⑪アピール・特記事項	
計画にあたって工夫した点や独自の取組等について自由にPRしてください。 まちづくり意見交換会の本格始動に先立ち、自己資金等によりワークショップやふししの交換会を開催することで、地域の出会いの場・協働を生みだす場として、○○地域での地名度も上がり、注目されつつあるようになりました。○○地域での官民共同の意見交換会の開催が、東大阪市における先進例となるよう頑張っております。	

※⑧～⑪を1枚に収めるように記載してください。

スタート支援部門記入例

様式第5号(第9条関係)

助成対象事業経費明細書

<収入>

(単位:円)

項目	積算内訳	金額
事業収入(参加費等利用者負担)	参加費 100円×30人×4回	12,000
事業収入(売上等)	会費300円×20人	6,000
自己資金等	自己資金	2,100
地域まちづくり活動助成金 (A)		189,000
合計 (B)		209,100

<支出>この計画と異なる支出は出来ません。十分に検証して計画を立てて下さい。

(単位:円)

費目	内容	積算内訳(単価×回数・個数等) ※事業計画書(様式第4号)の内容と整合させてください。	金額	助成対象経費
謝金	講師謝礼	10,000円×4回	40,000	40,000
印刷費	チラシ代	5,500円(100部)×4回(見積書別添)	22,000	22,000
印刷費	ポスター代	8,800円(10部)×4回(見積書別添)	35,200	35,200
通信費	配架チラシ郵送代	320円×5カ所×4回	6,400	6,400
消耗品費	事務用品	マーカー、ふせん、模造紙、封筒等	9,800	9,800
備品購入費	プロジェクター	25000円×1.1(見積書別添)	27,500	27,500
使用料	〇〇市民プラザ多目的ホール	5,500円(午前・午後)×2回 7,200円(午後・夜間)×2回(見積書別添)	25,400	25,400
保険料	ボランティア保険料	30円×30人×4回	3,600	3,600
交通費	公共交通機関運賃	800円×5人×4回	16,000	16,000
交通費	駐車場代	800円×4回	3,200	3,200
食糧費	食糧	お茶、お菓子	20,000	0
合計 (B)			209,100	189,100
補助率				1.0
助成金額(1,000円未満切り捨て) (A)				189,000

助成金対象外の経費は、助成対象経費欄の金額を「0円」としてください。

金額を一致させてください。

※事業費の収入と支出の合計は、一致させてください。収入(A)=支出(A)、収入(B)=支出(B)
 ※助成金額については、助成部門の上限額を超える場合は上限額とし、1,000円未満の端数がある場合は切り捨てた金額になります。

※見積書

スタート支援部門1回目は1.0、2回目は0.9、3回目は0.8としてください。

事業チャレンジ部門記入例

様式第5号(第9条関係)

助成対象事業経費明細書

<収入>

(単位: 円)

項目	積算内訳	金額
事業収入(参加費等利用者負担)	参加費 100円×30人×3回 500円×150人×1回	84,000
事業収入(売上等)	協賛金5000円×10口	50,000
自己資金等	自己資金	22,820
地域まちづくり活動助成金 (A)		317,000
合計 (B)		473,820

金額を一致
させてください。

<支出>この計画と異なる支出は出来ません。十分に検証して計画を立てて下さい。(単位: 円)

費目	内容	積算内訳 (単価×回数・個数等) ※事業計画書(様式第4号)の内容と整合させてください。	金額	助成対象経費
謝金	講師謝礼	10,000円×4回(ファシリテーター) 50,000円×1回(大学教授、交通費含む)	90,000	90,000
謝金	司会進行役	10,000円×1回	10,000	10,000
謝金	一時保育謝礼	保育士 5,000円×1人×3回 5,000円×2人×1回	25,000	25,000
人件費	有償ボランティア	5,000円×5人×1回	25,000	25,000
人件費	警備員	19,800円×2名×1回	39,600	39,600
印刷費	チラシ代	5,500円(100部)×3回(見積書別添)	16,500	16,500
印刷費	チラシ代	13,200円(300部)×1回(見積書別添)	13,200	13,200
印刷費	ポスター代	8,800円(10部)×4回(見積書別添)	35,200	35,200
印刷費	当日配布資料	白黒コピー代 10円×5枚×500部	25,000	25,000
通信費	DM郵送代	110円×50人×4回	22,000	22,000
通信費	配架チラシ郵送代	320円×10カ所×4回	12,800	12,800
消耗品費	事務用品	マーカー、ふせん、模造紙、封筒等	25,000	25,000
使用料	東大阪市文化創造館 小ホール	午前15,750円+午後26,250(見積書別添)	42,000	42,000
使用料	東大阪市文化創造館 小ホール 小楽屋	560円×2区分(午前・午後)(見積書別添)	1,120	1,120
使用料	東大阪市文化創造館 附属 設備使用料	つり看板(700円)+ワイヤレスマイク(1200円 ×3本)+プロジェクター(3000円)(見積書 別添)	7,300	7,300
使用料	東大阪市文化創造館 造像 支援室M!(一時保育用)	600円×4時間×1回(見積書別添)	2,400	2,400
使用料	〇〇市民プラザ多目的ホー ル	7,200円(午後・夜間)×3回(見積書別添)	21,600	21,600
使用料	〇〇市民プラザ会議室A 一時保育用	1,800円(午後・夜間)×3回(見積書別添)	5,400	5,400
保険料	ボランティア保険料	30円×30人×3回 30円×150人×1回	7,200	7,200
広告費	Instagram広告	27,500円×1回	27,500	27,500
食糧費	食糧	お茶、お菓子	20,000	0
合計 (B)			473,820	453,820
補助率				0.7
助成金額 (1,000円未満切り捨て) (A)				317,000

※事業費の収入と支出の合計は、一致させてください。収入(A)=支出(A)、収入(B)=支出(B)
 ※助成金額については、助成部門の上限額を超える場合は上限額とし、1,000円未満の端数がある場合
 は切り捨てた金額とさせていただきます。
 ※見積書や料金表

事業チャレンジ部門は0.7としてください。

令和6年度 地域まちづくり活動助成金交付事業一覧

令和6年度はスタート支援部門26団体、事業チャレンジ部門2団体に助成金を交付し、活動をしています。

助成区分	団体名	事業名	事業概要
スタート支援部門	特定非営利活動法人音頭座がらく	新しい形の祭り・盆踊りイベント提案プロジェクト ～地域交流機会の創出と活性化～	こどもから大人までが楽しめ、地域の自治会の負担が少ない「新しい形の盆踊り提案イベント」を行い、地域住民の交流を深める機会を提供し、日本の祭りや盆踊りに対する社会的関心を高めて地域社会の活性化を図る。
	夢見る仲間たち	「親学習」&「未来学習」東地区普及プロジェクト	親になった大人たちの自己肯定感を高めて自分に自信をもって子育てできるようになってもらうために「親学習」を、子ども達に社会の中で自ら成長し生きて行く力を身につけてもらうために「未来学習」を開催しています
	ひだまり	ひだまり	不登校児童を支える保護者が孤独感を感じないよう交流会を開き、保護者自身が穏やかに子育てに向き合えるよう、気分転換の居場所を提供します。親子で受け入れられているという安心感のある街づくりを目指します。
	ダブルケア東大阪	ダブルケア当事者の居場所づくり事業2024	「ダブルケア(子育てと介護の同時進行)」を更に多くの方々に知ってもらい、当事者が安心して暮らせるまちづくりに貢献するための事業である。周知・啓発やダブルケアカフェなどのイベントを継続して開催する。
	～ほ～むべ～す～	子育てと教育・地域社会について考える、映画上映会	学校が舞台のドキュメンタリー映画を通じて家庭・地域・学校それぞれが子育てと教育・地域社会において「何ができるか？」を考え、行動し、誰もが自分らしく生きられる住みよいまちづくりのきっかけを広げていく。
	東大阪ペタンククラブ	ペタンク&フランス文化体験会 ～健康促進と多様性のコミュニティづくり、フランス言語・文化と触れ合い世界の多様性を学ぶ～	1910年フランス発祥ペタンクとフランス言語・文化体験が出来る「東大阪ペタンクまつり」開催。世界の多様性を学ぶ機会を創出し、健康促進と年齢や障害・国籍等の差異を理解し合えるコミュニティづくりを行う。
	Fun Wellbe	ママの心と身体健康促進	子育てママやこれからの未来を担う子供たちの運動の場を設け、数多くのスポーツの場でもある花園ラグビー場を活性化し、ヨガを通じ『ココロとカラダの健幸』の大切さを育む
	東大阪「通いの場」連絡会	東大阪市内の各種「通いの場」ネットワークづくり事業	市内の、子育て・障害者・高齢者すべてに関係する“通いの場”を繋げていく。また、関係機関を含めたネットワークづくりに取り組んでいく。
	おもちゃとあそび tocotoco	おもちゃの広場	市内の公共施設等を中心に、グッド・トイを中心としたおもちゃであそべる「おもちゃの広場」の開催を主な活動目的とする。乳幼児の子どもとその保護者の方を主な対象としたおもちゃの広場を開催する。



助成 区分	団体名	事業名	事業概要
スタート支援部門	東大阪市ジャズ協会	東大阪市に独自の芸術文化を形成するための事業	東大阪市民が豊かな人生を送るためにより気軽に芸術に触れられる機会を増やし『芸術の街・東大阪市』として独自の文化にする。芸術へのリテラシーを高め、新たな緩い人のつながりを作ることと普及促進していく。
	フリースクールテント	不登校・起立性調節障がい 子と親のフリースクールテント東大阪校	起立性調節障がい・不登校でお悩みの親子が集い、廃材工作等しながら話をするフリースクールイベント。スタッフは全員が、もと当事者か、当事者の親。だから気兼ねなくなんでも聞いて、話していただけます。
	ブックキャラバン事務局	第2回 ブックキャラバン	ブックキャラバンは、本屋にならない本が並び、市民の皆さまに自由に読んでもらう、本のグループ展です。読んでいただける本は寄贈され、フリースクールやまちライブラリーなどに置いていただく事業です。
	トーキョーコーヒー 東大阪	子ども達の学校に行かないというアクションから考える ー子どもの人権を尊重し、今の時代に合った教育とはー	不登校児が増え続けている現状を受け、「問題は子どもの不登校ではなく、大人の無理解」という視点から大人たちが教育を考え、学び、子どもたちに様々な学びの場を提供する方法を議論する機会をつくる。
	EN	地域全員顔見知り（ご縁づくり）事業	「円になってつながる縁」をコンセプトに地域で顔の見える関係が築ける時間を作ります。イベントを通して多世代が顔見知りになり、少しでも1人になる時間が少なくなり地域全員が繋がれる関係作りを提供します。
	よりみち	なんでもはなしてみよう会	知的障がいのある当事者が自由に意見できる場を作る。本人が自己選択できる力を持っている事を知り、毎日をいきいきと過ごせるまちづくりの実現に向けて、支援者にできるサポートを当事者が中心になって考えていく。
	子どもも教員も育つまち東大阪	教員志望大学生の研修及び個別サポート事業	市内在住または在学の教員志望大学生等を対象に、教員養成事業（個別相談・実習等サポート、外部講師による研修や交流イベント）を提供。
	ハローパートナーシップ東大阪	ハローパートナーシップ相談会	人生100年時代の人生で、悩みや困りごとを様々な角度から一緒に考え、途切れることなくずっと相談できる場所として市民による市民のための相談会やイベントを開催します
	東大阪市障害者文化スポーツ大会	東大阪市障害者文化スポーツ大会	スポーツ大会や文化的な催し（音楽、創作活動、ダンス）など通年でイベントを行う。障害の有無や年齢に関わらず、誰でも参加ができ、フードコートのようにみんなで集まって、一つのイベントを開催する。
	ひのもと	地域でつながる、ひのもと子宝マルシェ ～歴史、文化、伝統を学び、子供たちが主体となり地域で学び合う場づくり～	ひのもと子宝マルシェは、『やりたい』と思うことを実践しながら「お金」を学ぶ場所として、実生活と社会や経済、歴史などのつながりを知り体験し、夢や目標を達成・行動できる人の育成を目指す。
	弥生公園地蔵尊盆踊り実行委員会	弥生公園地蔵尊盆踊りこころのふれあい事業	「弥生公園地蔵尊盆踊り」の復活を機に、老若男女を問わず同じ時間、同じ空気を感じることで得る『こころのふれあい』や『一体感』をもって交流をはかり、地域コミュニティ形成の足掛かりとする。

助成 区分	団体名	事業名	事業概要
スタート支援部門	多文化共生サポート「結」	多文化共生社会を私の町にも！ やさしい日本語での情報発信と地域交流事業	地域住民への『やさしい日本語』セミナー、勉強会の開催。地域の外国籍住民に困りごと調査を実施し、『やさしい日本語』でのお役立ち情報の発信。また、互いの文化・生活を認め合うための地域交流に取り組む。
	E135°	東大阪居場所作りカフェ	「孤独にならないまち、東大阪」という合言葉のもと、幅広い世代の方々が繋がるきっかけをつくる。両者が共創して地域の食材を利用するなど、フードロスに取り組む居場所作り(不定期開催型カフェ)に取り組む。
	ちいさなて	まなVIVA! プレーパーク ～遊びの中に福祉と防災を～	遊びを通して子ども自ら考え行動を起こす環境づくりと、福祉や防災に触れていく活動を行う。子供というフィルターを通して大人が考え学び、子育て世代が積極的に関わる自助共助のまちづくりを目指す。
	SOTTO	子育て支援	元幼稚園教諭2名が在籍し、親子で楽しめるイベントを開催します。子育ての悩みや相談も気軽にして下さい。子どもも大人もゆったりと豊かな時間を過ごせるよう sotto(そっと)寄り添います。
	ゆうてみて	傾聴	誰かにちょっと聞いてほしいナ、ちょっとお話ししたいナ、そんな方の為に立ち上げた「ゆうてみて」年齢・性別問わず話を聞き、心が軽くなり、元気になってもらえる傾聴の場所。
	弥刀もりあげ隊	トライアルしやすい商店街プロジェクト	弥刀地域で「トライしやすい商店街」をコンセプトに活動主体(大学×商店会×家主×支援組織×企業)の資源を「見える化」し、空店舗再生型チャレンジ拠点と商店街路イベントを契機に地域活性化を目指す。
事業チャレンジ部門	やどり木	子どもの居場所づくり ～孤育を防ぎ地域とつなぐ～	“地域”が家庭と学校以外の第3の居場所になるよう、子ども居場所づくりを開催。異年齢で宿題や遊びを通して時間を共にする。また、活動のきっかけづくりとし、保護者との交流会、リユース会、育児講座も実施。
	特定非営利活動法人 多言語・多文化サポート ICHI	体験・対話・研修で考える東大阪市の多文化社会 ー共に学び、共に暮らす地域社会をつくるー	地域住民が共に暮らす多文化社会をつくるため、多言語多文化に触れる体験、異なる言語的文化的背景を持つ方々との対話、日本語支援や生活情報に関する研修を通して、必要な支援を知り、交流や異文化理解を促進する。

令和5年度地域まちづくり活動助成金団体の活動記録は、こちらからご覧いただけます。

<https://www.city.higashiosaka.lg.jp/0000035977.html>



地域まちづくり活動助成金説明会／ まちづくり活動のヒント発見講座／地域活動団体交流会

日時：令和6年12月14日(土) 10時～12時（交流会 12時～13時）

場所：東大阪市役所18階大会議室

内容：（説明会）地域まちづくり活動助成金の概要説明

（講座）座学講座及びワークショップ、質疑応答

（交流会）わいわいと日頃の活動での困りごとや、情報交換をしませんか？

一時保育
有り
※要事前申込



講師

公益財団法人 公害地域再生センター

あおぞら財団事務局長

東大阪市地域まちづくり活動助成金審査会委員

藤江 徹 氏

（申込方法）

メールタイトルに「まちづくり活動助成金講座」、本文に以下の情報を入力し、地域活動支援室へメール送信してください。

①氏名 ②所属団体名 ③電話番号 ④メールアドレス

⑤参加する催し（説明会／講座のみ、交流会のみ、両方）

⑥一時保育を希望する子どもの人数と子どもの年齢（希望がない場合は記入不要）

*電話でも受付しています（土日祝を除く9:00～17:30）

*申込締切は 令和6年12月9日（火）まで（一時保育を希望する場合は12月3日（火）まで）

こちらの申込フォームからもお申し込みいただけます。

<https://www.city.higashiosaka.lg.jp/cmsform/enquete.php?id=606>



経費の積算、広報、協力者探しなど、まちづくりの思いを形にするためには、計画段階でやるのがたくさんあります。そこで、自身も豊富な活動経験のある地域まちづくり活動助成金審査会委員の藤江 徹 氏を講師にお招きし、助成金審査書類作成のコツを含め、活動開始・継続・活性化のためのポイントを伝授いただきます！

「公益性って何？」「どうすれば思いが伝わるの？」「活動をステップアップしていくには？」

疑問や課題解決のヒントを発見してください。

まちづくり活動助成金の説明会、参加者の情報交換や親睦を深める交流会を合わせて開催します。交流会では、まちづくり活動助成金の先輩団体から、「面接の雰囲気は？」「どんな質問がありましたか？」といった本音を聞くことができるかも！？

東大阪市役所 市民生活部 地域活動支援室

東大阪市荒本北一丁目1番1号

T E L . 06-4309-3161 F A X . 06-4309-3812

Email : machi-joseikin@city.higashiosaka.lg.jp

ウェブサイト : <https://www.city.higashiosaka.lg.jp/0000034611.html>

